

# 中小企業の設備投資（生産性向上）を支援します！－Part 1

生産性向上特別措置法に規定する「先端設備等導入計画」を作成し、

市の認定を受けた中小企業者等には、次の支援措置が適用されます。

## 新規取得設備の固定資産税が3年間「0（ゼロ）」に！

資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人等が、生産性向上特別措置法施行の日（2018年6月6日）から2021年3月31日までに、認定先端設備等導入計画に基づき下表に掲げる設備を新規取得した場合、翌年度から3年間、当該設備に係る固定資産税の課税標準額が0になります。

減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）	60万円以上	14年以内

注）生産、販売活動等の用に直接供され、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備が対象です。（中古資産は対象になりません。）

## ものづくり補助金等の優先採択や補助率を引上げ！

中小企業者等（裏面参照）が、認定先端設備等導入計画を作成し下表に掲げる各種補助事業を申請する場合、優先採択（加点）や補助率の引上げ等が適用されます。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 （ものづくり・サービス補助金）	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
小規模事業者持続化補助金 （持続化補助金）	商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業 （サポイン補助金）	大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上IT導入支援事業 （IT補助金）	生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

注）各補助事業で適用要件が異なります。詳細は、各種補助事業のホームページ等でご確認ください。

## 融資に対する信用保証に関する支援を拡大！

「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。詳しくは、下記へご相談ください。

【問い合わせ窓口】 岐阜県信用保証協会 058-276-8123 / (一社) 全国信用保証協会連合会 03-6823-1200

注）認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

## 認定を受けられる中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第1項）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他※注1		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※注2	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

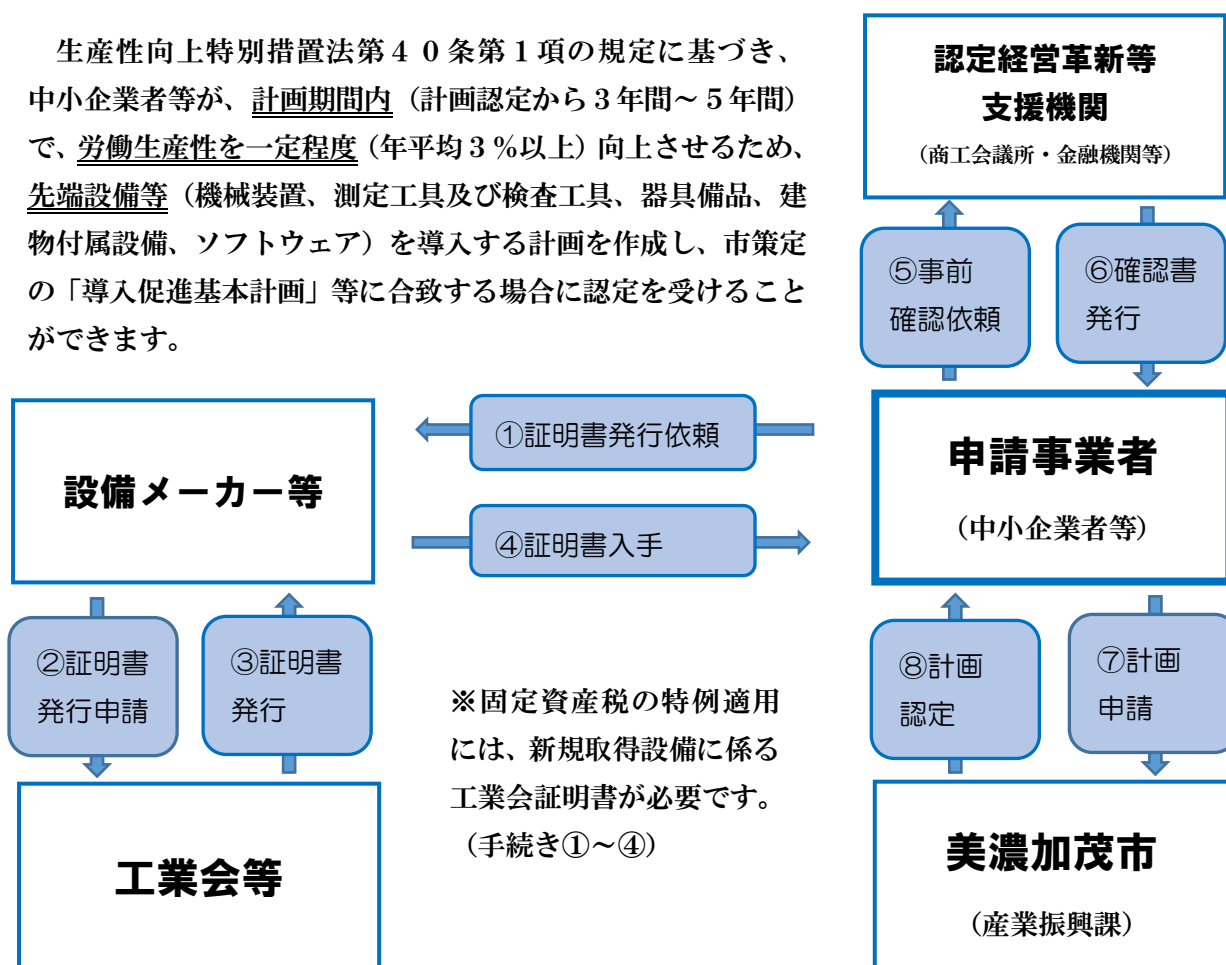
注1) 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

注2) 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

**固定資産税の特例措置は、中小企業者等の対象要件が異なります。**（地方税法附則第15条第47項）

## 「先端設備等導入計画」の申請・認定の流れ

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、中小企業者等が、計画期間内（計画認定から3年間～5年間）で、労働生産性を一定程度（年平均3%以上）向上させるため、先端設備等（機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア）を導入する計画を作成し、市策定の「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。



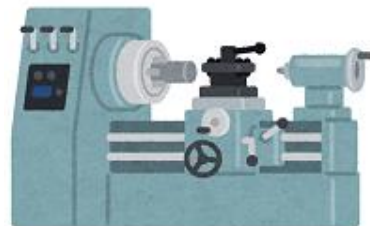
申請様式類は、中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/> からダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

## 固定資産税の特例適用のイメージ

例えば・・・

自動車部品製造業のA社が、新たにNC旋盤を導入し、従来よりも高精度な加工や生産期間の短縮により、新規取引先の開拓も含めた受注増に取り組み、自社の生産性向上（年平均3%以上）に取り組む場合。



機械設備：NC旋盤1台（取得価格2000万円／販売開始時期2015年）  
導入時期：平成30年11月

認定を受けるには・・・

- ①機械設備メーカーに「工業会証明書」の発行を依頼し、A社の「先端設備等導入計画」に添えて認定支援機関（商工会議所・金融機関等）に事前確認を依頼します。
- ②認定支援機関から発行された「先端設備等導入計画に関する確認書」と工業会証明書をA社の先端設備等導入計画に添えて、市役所へ「先端設備等導入計画に係る認定申請書」を提出し、認定を受けます。

認定を受けると・・・

取得した機械設備（取得価格2000万円）の耐用年数を10年として計算した場合、平成31年度から3年間で当該償却資産に係るA社の固定資産税についておよそ次の税額が「ゼロ」になります。



1年目251,100円、2年目199,400円、3年目158,300円

**3年間の合計で608,800円が0円になります。**

↓裏面にQ&Aがあります↓

# 固定資産税の特例に関するQ & A

No.	質問	回答
1	労働生産性とはどのように計算するのか。	労働生産性 = $\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間)}}$
2	年平均3%の労働生産性向上は何年で達成しなければならないか。	3年間、4年間、5年間のいずれかを基本とします。3年間の計画であれば、計画期間終了時に直近の事業年度末比で9%以上の向上、5年間の計画なら15%以上の向上が求められます。
3	事前確認を受ける認定支援機関とは何か。	中小企業庁が認定を行った商工会議所、金融機関や税理士や会計士等の専門家が該当します。中小企業庁のホームページで確認してください。
4	取得済みの設備について、認定を受けることはできないか。	設備を既に取得した後に「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできません。
5	設備の修繕等を行った場合も対象となるか。	設備の修繕等は対象とはなりません。
6	自社で制作した設備は対象となるか。	購入取得するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
7	中古品は対象となるか。	中古品は対象となりません。
8	取得価格は、消費税抜きか税込か。	事業者の経理方式によります。資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額を取得価格とします。
9	購入ではなくリースの場合も対象となるか。※	ファイナンスリース取引は対象、オペレーティングリースは対象外です。 所有権移転外リース取引は、リース会社が固定資産税の特例を利用し、その軽減分をリース料から減額し中小企業者に還元します。 所有権移転リース取引は中小企業者に特例が適用されます。
10	リース取引の取得価格は、消費税抜きか。	リース会社は各種取引全てを消費税抜きで考えますので、消費税抜きの金額を取得価格とします。
11	工業会等の確認内容である年平均1%以上の生産性向上の比較対象は何か。	当該設備を製造しているメーカーの1代前モデルと比較してください。中小企業者が現在使用しているモデルとの比較ではありません。
12	工業会証明書は、先端設備等導入計画の申請時に必ず必要か。	先端設備等導入計画の申請・認定前までに工業会証明書が取得できない場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（翌年1月1日）までに追加提出が可能です。

※固定資産税の特例対象となる設備を所有権移転外リース又は所有権移転リースにて取得する場合には、申請書にリース契約見積書と（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写しの添付が必要です。

申請様式類は、中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html> からダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

お問い合わせ： 美濃加茂商工会議所中小企業相談所 0574-24-0123

美濃加茂市産業振興課商工振興係 0574-25-2111